

## 道路特定財源に関する意見書

道路は、人々の生活を支える最も重要な社会基盤として、地域の交通の円滑化に資するほか、地方と都市の交流・交易基盤として、その必要性はますます大きくなっております。

特に当市においては、市民の日常生活に欠かせない生活道路の整備、雪や災害に強い道路の整備、安全性向上のための交通安全対策の充実、高齢者や障害者等に配慮した歩行者空間の整備、長岡東西道路の整備推進等が強く望まれており、今後とも道路整備を強力に推進していく必要があります。

これら道路整備の財政的基盤である道路特定財源制度は、受益者負担の原則のもとに成り立っており、依然として非常に大きい道路整備の必要性にかんがみ、また、地方の道路整備の財源は今でもその過半を一般財源に依存していることから、その使途については、あくまでも道路に関する事業に充てることが適当と考えられます。

よって、政府及び国会におかれては、地方における道路整備の実態とその必要性を深く認識し、地方の道路整備がおくれることのないよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年6月28日

(提出先)内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長